

－ (神戸市)高齢者肺炎球菌 定期予防接種を受ける方へ －

■肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌感染症は、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約3～5%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているといわれています。この菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。肺炎は日本の死亡原因の上位となっていますが、細菌によって生じる肺炎のうち、1/4～1/3は肺炎球菌が原因と考えられています。

■予防接種の目的と効果について

この予防接種は主に個人の発病及び重症化防止を目的とし、本人の意思と責任で接種を希望する場合にのみ受けることとなります。

肺炎球菌には90種類以上の血清型がありますが、定期接種で使用される23価肺炎球菌ワクチンは、そのうちの23種類の血清型を予防の対象としたワクチンです。この23種類の血清型は成人の重症の肺炎球菌感染症の原因の約7割を占めるといって研究結果があります。

■定期接種の対象者

接種日時時点で神戸市に住民登録がある方で、①または②の方

- ① 令和4年4月2日～令和5年4月1日に65歳, 70歳, 75歳, 80歳, 85歳, 90歳, 95歳, 100歳の誕生日を迎える方
- ② 60～64歳(接種日現在)の方のうち、心臓・腎臓・呼吸器の機能およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に自己の日常生活が極度に制限される程度の障害(身体障害者1級相当)を有する方

※すでに23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は対象外。

ただし、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン(プレベナー13)のみを接種したことがある方は、定期接種の対象となります。

【2回目以降の任意(法律に基づかない)接種を希望される方へ】

定期接種は1回目の接種のみが対象です。過去に1回でも「23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン(ニューモバックスNP)」を接種したことがある方は、2回目以降は任意接種で全額自己負担です。

2回目以降の接種は、注射部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応が1回目より頻度が高く、強く起こる可能性があります。5年以上の間隔をおき、必要性について、かかりつけ医と十分に相談のうえ、接種してください。

■対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

■定期接種に使用するワクチンと接種量および回数

一般名：23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン＝商品名：ニューモバックスNP

(以下、「23価肺炎球菌ワクチン」とする)の0.5mlを皮下または筋肉内に1回、注射します。

※沈降13価肺炎球菌ワクチン(プレベナー13)は定期接種に使用するワクチンではありません。

■接種費用

4,000円(自己負担)

※ただし上記の定期接種の対象者のうち、生活保護世帯、市民税非課税世帯、中国残留邦人等支援給付制度受給者、神戸市の公害被認定者の方は無料

■予防接種をうける前に

(1) 一般的注意

予防接種の必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることやわからないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師に質問し、十分に理解、納得してから接種を受けましょう。

予診票は、接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない方

① 接種当日、明らかに発熱のある方

一般的に、体温が37.5℃以上の場合を指します。

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方

「重篤かつ急性」の疾患にかかっている場合には、病気の進展状況が不明であり、このような状態において予防接種は受けられません。

③ 23価肺炎球菌ワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーショック（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）をおこしたことが明らかな方

④ その他、医師より不適当な状態と判断された方

※既に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は、定期接種として接種を受けることはできません。

(3) 予防接種を受けるときに、担当医師とよく相談しなくてはならない方

① 心臓、腎臓、肝臓、血液等の病気などで、治療を受けている方

② 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状がみられた方

③ 過去にけいれんの既往のある方

④ 過去に免疫不全の診断を受けている方

⑤ 23価肺炎球菌ワクチンに含まれる成分によって、アレルギーを起こすおそれのある方

(4) 異なる種類のワクチンの接種を受けている場合の接種間隔

23価肺炎球菌ワクチンは不活化ワクチンのため、接種間隔の制限はありません。

※異なるワクチンの接種間隔の変更により、注射生ワクチン同士の場合のみ、27日以上の間隔が必要です。

※新型コロナワクチン（ファイザー㈱、モデルナ社及びアストラゼネカ社）を接種する場合、原則として13日以上の間隔をおくこと（2週間後の同じ曜日から接種可）とされています。また、新型コロナワクチンとは同時に接種できません。

■予防接種をうけた後に

(1) 一般的注意事項

① 接種を受けた後に、急な副反応が起こることがありますので接種後30分間はその場で様子をみるようにし、健康状態の変化に注意しましょう。

② 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

③ 接種後1時間を経過すれば、入浴は差し支えありませんが、注射部位をこすることはやめましょう。

④ 接種後は、接種部位を清潔に保ち、過激な運動、大量の飲酒は、それ自体で体調の変化をきたすおそれがあるので、接種後24時間は避けましょう。

■予防接種の副反応と予防接種健康被害救済制度

どのワクチンでも接種後に、副反応が起こることがあります。また、接種時期に他の病気がたまたま重なって現れることもあります。

23価肺炎球菌ワクチンの主な副反応は接種後に接種部位の痛み（疼痛）、赤み（発赤）、はれ（腫脹）、発熱、頭痛、寒気がする、だるさ（倦怠感）などがみられることもありますが、いずれも通常2～3日のうちに治ります。その他、まれに起こる重い副反応としては、アナフィラキシー様反応（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）、血小板減少、ギランバレー症候群、蜂巣炎様反応等が報告されています。

予防接種後の副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような健康被害が生じた場合には、健康被害救済制度の対象となることがあります。ただし、その健康被害と予防接種の因果関係を開連分野の専門家による国の審査会で審議し、認定された場合に、予防接種法に基づく補償を受けることとなります。

予防接種を受けた後、重い副反応が現れたら、医師(医療機関)の診療を受けてください。そのほか、ご不明なことがあれば下記へお問い合わせください。

東灘区役所 078-841-4131(代)	灘区役所 078-843-7001(代)	中央区役所 078-232-4411(代)
兵庫区役所 078-511-2111(代)	北区役所 078-593-1111(代)	北神区役所 078-981-5377(代)
長田区役所 078-579-2311(代)	須磨区役所 078-731-4341(代)	北須磨支所 078-793-1313(代)
垂水区役所 078-708-5151(代)	西区役所 078-940-9501(代)	玉津支所 078-965-6400(代)
保健所保健課 TEL 078-322-6788 FAX 078-322-6732		